

草津市協働のまちづくり条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 草津市における協働のまちづくりを推進するために、その基本理念や協働のルール等を示す草津市協働のまちづくり条例を策定するに当たり、市民、各種団体等からの様々な意見および考えを反映させるため、草津市協働のまちづくり条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、草津市協働のまちづくり条例に盛り込むべき事項について検討し、提言を行う。

(組織構成等)

第3条 検討委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地縁団体の代表
- (3) 市民公益活動団体の代表
- (4) 一般公募により募集した者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する提言を提出する日までとする。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者とする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて関係者の出席、助言および指導を求めることができる。
- 5 委員長に事故あるとき、または委員長が不在のときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 6 委員長および副委員長ともに事故あるとき、または不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(事務局)

第6条 検討委員会の庶務は、まちづくり協働部まちづくり協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。